

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年4月1日

平成19年7月6日付け総行給第61号及び総財公第97号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官（公営企業担当）通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、当村の取組方針を次のとおり策定しました。

1. 基本的な考え方

技能労務職員の給与等については、地域の民間給与と比較しながら、その制度・運用の適正化を図る。

また、技能労務職員については、原則として退職不補充とすることとし、民間委託の推進等を行い、総人件費の抑制を図る。

2. 具体的な取組方針

当村の技能職給料表は、国の行政職俸給表(二)に準じており、また、特殊勤務手当は全廃している。今後も同様とする。